

おおあらい

平成 23 年 5 月 18 日発行

東日本大震災被災者支援制度等のお知らせ

このたびの東日本大震災により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

この冊子では、被災された方々が一日も早く生活の再建が出来るよう、様々な支援制度についてお知らせいたします。

詳しくは、各担当部署にお問い合わせください。

目次

1	り災証明について	P2
2	大洗町災害見舞金	P4
3	茨城県災害見舞金	P4
4	被災者生活再建支援金	P5
5	災害弔慰金	P6
6	災害障害見舞金	P6
7	緊急小口資金（特例）の貸付	P7
8	国民健康保険の一部負担の猶予・減免	P7
9	国民年金保険料の納付免除	P8
10	後期高齢者医療の保険料の減免	P8
11	後期高齢者医療保険料の一部負担の猶予・減免	P8
12	就学援助制度	P9
13	町税や保険料の減免	P10
14	被災代替自動車の軽自動車税非課税について	P14
15	農林水産業者向け融資制度	P15
16	中小企業向け融資制度	P16
17	大洗町東日本大震災住宅修繕工事費補助金	P18
18	被災住宅補修のための無料診断・相談制度	P19
19	住宅金融支援機構の相談窓口	P19
20	相談等	P20

1 り災証明について

問合せ：税務課 ☎ 267 - 5111 (代)

り災証明とは、災害によって建物や設備、機器などに被害が生じた場合、その旨を証明するものです。

「り災証明」は各種手続きにおいて必要となる場合に、その都度発行させていただくものです。また、「り災証明」の交付を受けているからといって、必ず各種の支援制度（税の減免など）が適用されるものではありません。

■申請の必要なもの

- ①申請書（税務課に備え付けてあります。）
- ②印鑑
- ③被害状況が確認できる写真
- ④身分証明書

■申請できる人

本人又は本人の同一世帯員（左記以外の場合は本人の委任状が必要です。）

※法人名義の物件についての代表者以外の方の申請は委任状が必要です。

■受付場所 税務課

■受付期間 土曜、日曜、祝日、祭日を除く、午前8時30分～午後5時15分

※【留意事項】証明書発行については、申請後数日を要する場合があります。

■被害判定の基準

町の現地調査（被害状況調査）による半壊、大規模半壊又は全壊の判定は、国が定める「災害に係る住家の被害認定基準」によるもので、地震保険等の損壊基準とは異なる場合があります。

■土地の液状化による住家被害の認定について

東日本大震災の液状化現象で起きた住宅の沈下や傾斜について、被害認定基準が見直されました。今後は、り災証明を新しい認定基準で発行していくとともに、既にり災証明を交付された方についても液状化等の被害を受けた場合は、税務課までご連絡ください。

■被害の認定区分

被害区分	被害の認定基準
全壊	・ 損壊が甚だしく建て直しをしなければならないようなもの
大規模半壊	・ ほぼ全壊に近い状態で、建物の耐力構造上主要な部分の補修を含む大規模な補修をしなければ、住むことが困難なもの ・ 床上浸水概ね1m
半壊	・ 損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもの ・ 床上浸水
一部損傷	・ 全壊、大規模半壊及び半壊にいたらない程度で住家に損傷があるもの全て ・ 床下浸水

■被害判定の目安

次のような被害が複数あっても「半壊」とは判定されません。

- * 屋根瓦が全て落ちたが、他に大きな損傷がないもの。
- * 屋根瓦の一部が落ち、外壁の数箇所にひびが入り、内装の一部が損傷したもの。
- * 浴室の壁のタイルに亀裂が生じ、一部が落ちた。
- * 床の間の壁が落ち、内壁のクロスに亀裂が生じた。
- * 塀、門扉、カーポート等課税対象外の建造物の破損など



5月2日に開催された「大洗町復興対策会議」の様子

2 大洗町災害見舞金

問合せ：福祉課 社会福祉係（内線 151・152）

大洗町条例に基づき災害見舞金が支給されます

■申請が必要です。申請には次の書類が必要です。

- ① 災証明書（役場税務課にて発行しています）
 - ② 印鑑
 - ③ 預金通帳の写し（ゆうちょ銀行を除く世帯主・負傷者・遺族の通帳）
 - ④ 災害届書（役場福祉課にあります）
 - ⑤ 診断書（1ヵ月以上の入院加療を要する負傷場合のみ）です。
- ※状況により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。

■申請期限は平成 23 年 6 月 30 日（木）まで

被災の程度と対象者	見舞金額	必要書類
死亡 された方の遺族 1 人	1 人につき 10 万円	①、②、③、④
1ヶ月以上の入院加療 を要する負傷をした方	1 人につき 5 万円	①、②、③、④、⑤
居住していた住家が <u>全焼又は全壊</u> した世帯の世帯主	1 世帯につき 7 万円	①、②、③、④
居住していた住家が <u>半焼又は半壊</u> した世帯の世帯主	1 世帯につき 5 万円	①、②、③、④
居住していた住家が <u>床上浸水</u> した世帯の世帯主	1 世帯につき 5 万円	①、②、③、④
居住していた住家が <u>床下浸水</u> した世帯の世帯主	1 世帯につき 1 万円	①、②、③、④

3 茨城県災害見舞金

問合せ：福祉課 社会福祉係（内線 151・152）

茨城県では、今回の災害により次の被害を受けた方に対して見舞金を支給します。

被害の程度	金額
居住していた住家が <u>半壊</u> した世帯の世帯主	1 世帯につき 3 万円
居住していた住家が <u>床上浸水</u> した世帯の世帯主	1 世帯につき 2 万円

大洗災害見舞金が「半壊」、「床上浸水」で見舞金が支給された方については、茨城県災害見舞金にも該当しますが、特に県に対する申請の必要はありません。

ただし、被災者生活再建支援金の受給対象となる場合、県見舞金は支給されません。

4 被災者生活再建支援金

問合せ：福祉課・社会福祉係（内線 151・152）

■対象者

災害により次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主に対して支援金を支給します。

①	住んでいた住宅が全壊した世帯（全壊）
②	住んでいた住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊解体）
③	住んでいた住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊）

■支援金

支給金は次の2つの支援金の合計額となります。

（世帯人数が1人の場合は、3/4の支援金）

1. 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）

①全壊	100万円
②半壊解体	100万円
③大規模半壊	50万円

2. 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）

建設・購入	200万円
補修	100万円
賃借（公営住宅入居以外）	50万円

■申請

「り災証明書」の発行を受けてから福祉課社会福祉係にご相談ください。

■申請期限

基礎支援金：災害発生日から13月以内

加算支援金：災害発生日から37月以内

5 災害弔慰金

問合せ：福祉課・社会福祉係（内線 151・152）

■対象者及び金額

災害により死亡された方のご遺族1人に対して弔慰金を支給します。

弔慰金を受ける方の生計を維持していた者の死亡	500万円
その他の方の死亡	250万円

遺族への支給順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母 の順

■申請

「り災証明書」の発行を受けてから福祉課社会福祉係にご相談ください。

6 災害障害見舞金

問合せ：福祉課・社会福祉係（内線 151・152）

■対象者及び金額

災害による負傷、疾病等で精神又は身体に著しい障害を受けた方に対して見舞金を支給します。

生計維持者が重度の障害を受けた場合	250万円
その他の方の重度の障害を受けた場合	125万円

■重度障害

「重度の障害を受けた」とは次の状態をいいます。

- ・両眼が失明した方
- ・咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した方
- ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ・両上肢をひじ関節以上で失った方
- ・両上肢の用を全廃した方
- ・両下肢をひざ関節以上で失った方
- ・両下肢の用を全廃した方
- ・精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記と同程度以上と認められる方

■申請

「り災証明書」の発行を受けてから福祉課社会福祉係にご相談ください。

7 緊急小口資金（特例）の貸付

問合せ：大洗町社会福祉協議会 ☎ 266 - 3021

■対象者

地震及び津波の影響で被害を受け、次に該当する世帯

- ①家、家財等の損傷を受け、生活費を当てたため、生活することが困難になった世帯
- ②勤務先が被害を受け、休業（自宅待機）を強いられて給料の減額を言い渡されている世帯

■貸付金額

通常 10 万円以内。次の場合は 20 万円以内

- ①帯員の中に死亡者がいるとき。
- ②世帯員に要介護者がいるとき。
- ③世帯員が 4 人以上いるとき。

■利率 無利子

■返済 貸付から 1 年以内据え置きし、その後 2 年以内に返済

8 国民健康保険の一部負担の猶予・減免

問合せ：国民年金課・国民健康保険係（内線 157）

■支援の内容

下記に該当する方は医療機関等の窓口負担支払は猶予・免除されます。

■支給基準

- (1)被災地域（大洗町）の住民である方
- (2)医療機関において以下の申し立てを行った方
 - ①住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
 - ②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
 - ③主たる生計維持者が行方不明である方など
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

9 国民年金保険料の納付免除

問合せ：国保・年金課・高齢年金係（内線 159）

■支援の内容

被保険者からの申請に基づいて、平成 23 年 2 月分からの国民年金保険料が免除されます。

■支給基準

災害によって住宅、家財、その他の財産について、おおむね 2 分の 1 以上の損害を受けた被保険者の方。

免除期間は平成 23 年 2 月分から平成 23 年 6 月分までです。

（平成 23 年 7 月分以降については、改めて免除の手続きが必要です。）

※免除を受けた場合、その期間は保険料を納付した場合に比べ、将来の年金受給額が減額されることとなります。

10 後期高齢者医療の保険料の減免

問合せ：国保・年金課・高齢年金係（内線 157）

■支援の内容

災害によって住宅・家財等に著しい損害を受けたとき、申請により後期高齢者医療保険料が減免されます。

■支給基準

被保険者またはその属する世帯の世帯主が居住する住宅、家財またはその他財産の損失の程度により減免されます。

（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその他の世帯員である被保険者の合計所得額）
が 1,000 万円以下の場合に限ります。

※減免基準等については、今後、茨城県後期高齢者医療広域連合により変更になる場合があります。

11 後期高齢者医療保険料の一部負担の猶予・減免

問合せ：国保・年金課・高齢年金係（内線 157）

■支援の内容

下記に該当する方は医療機関等の窓口負担支払は猶予・免除されます。

■支給基準

被災地域（大洗町）の住民であり医療機関において以下の申し立てを行った方。

- ①住宅の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

12 就学援助制度

問合せ：学校教育課（内 352・353）

■支援の内容

小中学校に在学するお子さんのご家庭で、経済的な理由により就学に必要な費用の支出が困難な保護者に対して、その費用の一部を援助しております。

○援助の対象費用

学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費（遠足等）、宿泊学習費、修学旅行費、医療費（学校保健法に定める疾病）

■認定基準

経済的に生活保護法の規定による保護を受けている世帯に準ずる程度に困窮していると認められる児童生徒の世帯

- 1 生活保護の停止又は廃止者
- 2 町民税等の非課税又は減免者
- 3 個人事業税又は固定資産税の減免者
- 4 国民年金掛金の免除者又は国民健康保険税の減免者
- 5 児童扶養手当の受給者
- 6 世帯更生資金の貸付を受けている者
- 7 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- 8 その他

13 町税や保険料の減免

町では、被害を受けられました納税義務者に対し、次のとおり個人町民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、介護保険料などの減免措置を行います。

■個人町民税……………問合せ：税務課町民税係（内線 141、142）

【減免の対象となる方】

- 1 震災を原因として、納税義務者が死亡したり、生活保護を受けることとなったり、障害者となったとき。

区 分	軽減又は免除の割合
納税義務者が死亡した場合	全部
納税義務者が生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全部
納税義務者が障害者となった場合	10分の9

- 2 平成 22 年中の合計所得金額が 1,000 万円以下の方で、震災により居住する住宅が半壊、大規模半壊又は全壊と判定された方。

合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	住宅が半壊又は大規模半壊	住宅が全壊
500 万円以下であるとき	2分の1	全部
750 万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750 万円を超えるとき	8分の1	4分の1

※手続の方法は、り災証明書の交付を受けた方で半壊、大規模半壊又は全壊と判定された住宅に居住する方は、り災証明書をもって減免申請とします。なお、個人県民税については、個人町民税が減免された場合に同じ割合で減免されます。

■固定資産税・都市計画税……………問合せ：税務課 固定資産税係 (内線 144、145)

【減免の対象となる方】

損害の程度が、土地にあっては当該面積の10分の2以上、家屋にあっては半壊、大規模半壊、全壊、償却資産については10分の2以上の価値が減じた方です。

1 土地

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

※手続の方法は、減免申請の手続きが必要となります。

※減免対象の土地とは：大量の岩石などの流入、地盤の崩落などにより区画形質が変化し、土地の本来的な効用が失われ、著しく価値を減じた土地が対象です。

2 家屋

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊のとき	全部
大規模半壊のとき	10分の6
半壊のとき	10分の4

※手続の方法は、減免申請の手続きが必要となります。

※減免対象の家屋とは：半壊、大規模半壊又は全壊と判定された家屋です。

※課税対象外の塀、門扉等の構築物については、減免の対象になりません。

3 償却資産

損害の程度	軽減又は免除の割合
価格の10分の10の価値を減じたとき	全部
価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

※手続の方法は、減免申請の手続きが必要となります。

※償却資産の課税がない個人及び法人事業者は対象となりません。また、損害の程度が2割未満のときは、減免されません。資産ごとに損害の程度を算出することになります。

※損害の程度 = 修復費用相当額 ÷ 平成23年度の評価額

■都市計画税……………問合せ：税務課 固定資産税係（内線 144、145）

* 固定資産税の「1 土地・2 家屋」の減免の例による。

■固定資産税の減免申請……………問合せ：税務課 固定資産税係（内線 144、145）

1 減免申請に必要な書類

- ①申請書（税務課に備え付けてあります）
- ②り災証明書（写しでも可）
- ③領収書（償却資産のみ）修繕後に領収書の写しを添付
- ④納税通知書

2 申請期間及び受付場所

受付期間 平成 23 年 5 月 23 日から 6 月 30 日まで（土日を除く）

6 月 18 日（土）19 日（日）は受付を行います

受付場所 大洗町役場 1F 税務課窓口

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

※申請される方が多数見込まれることから、次のとおり地区別で申請を受け付けますので、できるだけ該当日においでください。

申請受付日	地 区
5 月 23 日（月）～ 6 月 3 日（金）	明神町、東光台 汐見ヶ丘、一丁目、二丁目、仲町
6 月 6 日（月）～ 14 日（火）	金沢町、通町、新町、磯道、五反田、松ヶ丘、二葉祝町、永町、髭釜町、桜道
6 月 15 日（水）～ 24 日（金）	大貫地区、夏海地区
6 月 18 日（土）・19 日（日） 6 月 27 日（月）～ 30 日（木）	全地区

3 納付について

減免の申請を行っても決定まで時間を要することが予想されますので、決定が出されるまでの間は通常どおり納付してください。

後日、減免決定がなされた際に、減額した納付書への差し替え、若しくは納めていただいた金額から還付（払戻し）いたします。

■国民健康保険税……………問合せ：国保・年金課 国民健康保険係（内線 157、158、159）

【減免の対象となる方】

- 1 震災を原因として、納税義務者が死亡したり、生活保護を受けることとなったり、障害者となったとき。

区 分	軽減又は免除の割合
納税義務者が死亡した場合	全部
納税義務者が生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全部
納税義務者が障害者となった場合	10分の9

- 2 平成 22 年中の世帯主及びその世帯に属する被保険者の合計所得金額の合算額が 1,000 万円以下の方で、震災により居住する住宅が半壊、大規模半壊又は全壊と判定された世帯主及びその世帯に属する被保険者。

世帯主及びその世帯に属する被保険者の合計所得金額の合算額	軽減又は免除の割合	
	住宅が半壊又は大規模半壊	住宅が全壊
500 万円以下であるとき	2分の1	全部
750 万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750 万円を超えるとき	8分の1	4分の1

※手続の方法は、り災証明書の交付を受けた方で半壊、大規模半壊又は全壊と判定された住宅に居住する世帯は、り災証明書をもって減免申請とします。

■介護保険料……………問い合わせ：福祉課 介護保険係（内線 155、156）

【減免の対象となる方】

平成 22 年中の合計所得金額が 1,000 万円以下の方で、震災により第 1 号被保険者（65 歳以上）又はその属する世帯の生計を主として維持する者が居住する住宅が半壊、大規模半壊又は全壊と判定された方。

※手続の方法は、り災証明書の交付を受けた方で半壊、大規模半壊又は全壊と判定された住宅に居住する方は、り災証明書をもって減免申請とします。

14 被災代替自動車の軽自動車税非課税について

問合せ：税務課・町民税係（141・142）

このたびの東日本大震災により、滅失又は損壊した普通自動車・軽自動車等に代わる軽自動車を取得した場合、申請により平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税が非課税となります。

なお、非課税となる範囲につきましては、下図をご確認ください。

■申請手続きに必要な書類

- ①申請書（税務課に備え付けてあります）
- ②車に係るり災証明書又は被災証明書等（写しでも可）
- ③代替自動車の車検証の写し
- ④平成23年度 軽自動車税納税通知書
- ⑤印鑑

■申請できる人

本人又は本人の同一世帯員（左記以外の場合は本人の委任状が必要です。）

※法人名義の車両については代表者以外の方の申請は委任状が必要です。

■申請期間及び受付場所

受付期間 平成23年5月16日（月）から

受付場所 大洗町役場1F 税務課2番窓口

（図）

滅失等した車種	代替車種	軽自動車税
普通自動車 ・ 軽自動車（三輪以上）	普通自動車・軽自動車（三輪以上）	非課税 (自家用→自家用、営業用→営業用のみ対象)
	小型自動車（二輪）・軽自動車（二輪） ・原動機付自転車	課税
	小型特殊自動車	課税
小型自動車（二輪） ・ 軽自動車（二輪） ・ 原動機付自転車	普通自動車・軽自動車（三輪以上）	課税
	小型自動車（二輪）・軽自動車（二輪） ・原動機付自転車	非課税
	小型特殊自動車	課税
小型特殊自動車	普通自動車・軽自動車（三輪以上）	課税
	小型自動車（二輪）・軽自動車（二輪） ・原動機付自転車	課税
	小型特殊自動車	非課税

15 農林水産業者向け融資制度

問合せ：農林水産課（内線 342・344）

■県農協系統農業災害資金（原発事故）

【貸付限度額】	500 万円以内
【償還期限（措置期間）】	5 年（1 年）以内
【貸付金利】	無利子（JA・県・町が利子助成）
【担保・保証】	茨城県農業信用基金協会が保証
【貸付対象者】	農協の正組合員
【問合せ】	水戸農業協同組合 大洗支店 ☎ 266 - 2663

■県農協系統農業災害資金（東北地方太平洋沖地震）

【貸付限度額】	500 万円以内
【償還期限（措置期間）】	5 年（1 年）以内
【貸付金利】	0.43%
【貸付対象者】	農協正組合員
【申込期限】	6 月 30 日まで
【問合せ】	水戸農業協同組合 大洗支店 ☎ 266 - 2663

■スーパーL資金

【貸付限度額】	個人 1 億円 法人 3 億円
【償還期限（措置期間）】	25 年（10 年）以内
【貸付金利】	当初 5 年間無利子
【貸付対象者】	認定農業者（個人・法人）
【問合せ】	日本政策金融公庫水戸支店農林水産事業 ☎ 232 - 3623

■東北地方太平洋沖地震緊急漁業対策資金

貸付限度	沿岸漁業者 100 万円 内水面漁業者 50 万円
貸付期間	5 年以内（据置 1 年以内）
貸付利率	0 %（県 1 %、町 1 %の利子補給）
担保保証	原則 無担保、無保証
貸付対象者	①漁協所属の正・准組合員（乗組員も可） ②遊漁船の経営者 ③ 77 歳以上の申込者の場合は連帯債務者が必要（場合により連帯保証人で可能） ④延滞者は基本的に不可（信漁連との個別の協議必要）
その他	茨城県信漁連の貸出審査あり

16 中小企業向け融資制度

問合せ：商工観光課（内線 333）

東北地方太平洋沖地震災害関係保証制度（略称：激甚災害）

■支援の基準

東北地方太平洋沖地震により、事業用資産に直接的な被害を受けた中小企業者の皆さまを支援するため、事業の再建に必要な資金を一般保証とは別枠で支援する。

■支給内容

保証限度額：普通保証 2億円以内

無担保保証 8,000万円以内

特別小口保証 1,250万円以内

保証期間：運転資金 10年以内（据置期間2年以内）

設備資金 15年以内（据置期間2年以内）

貸付形式：証書貸付

返済方法：元金均等

貸付利率：金融機関所定

保証料率：年0.7%

担保：必要に応じ徴収

保証人：原則、法人代表者のみ

添付書類：信用保証協会所定の申込資料の他、市町村長等が発行する「罹災証明書」

取扱期間：平成23年3月14日～平成23年9月11日

■問合せ

茨城県信用保証協会 <http://www.icgc.or.jp/>

水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館内 TEL224-7812

茨城県東北地方太平洋沖地震特別対策融資

■支援の基準

東北地方太平洋沖地震により損害を受け、経営の安定に支障をきたしている県内に事業所を有する中小企業であって、次のいずれかに該当するもの。

- ①市町村長等から当該地震に係る罹災証明を受けたもの
- ②当該地震の影響により、地震発生後1か月あたりの平均売上高等が、前年同期比で5%以上減少しているもの、または、5%以上の減少が見込まれるもの

■支給内容

- | | |
|-------|---|
| ①対象資金 | 事業の再建に必要な運転資金・設備資金 |
| 融資限度額 | 運転・設備併せて8,000万円 |
| 融資期間 | 運転資金 10年以内（据置期間2年以内）
設備資金 10年以内（据置期間3年以内）
運転・設備併用 10年以内（据置期間2年以内） |
| 融資利率 | 年1.2%～年1.5% 融資期間による |
| 信用保証料 | 年0.7%（県が全額補助） |
| 取扱期限 | 平成23年3月18日～当分の間 |
| ②対象資金 | 当該地震の影響から経営の安定を図るための運転資金 |
| 融資限度額 | 運転8,000万円 |
| 融資期間 | 運転資金 10年以内（据置期間2年以内） |
| 融資利率 | 年1.2%～年1.5% 融資期間による |
| 信用保証料 | 年0.45%～1.9%（うち県が1/2を補助） |
| 取扱期限 | 平成23年3月18日～当分の間 |

■問合せ

茨城県商工労働部産業政策課金融グループ

水戸市笠原町978番6 ☎ 301 - 3530

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/shosei/yushi/yushitop.htm>

17 大洗町東日本大震災住宅修繕工事費補助金

問合せ：都市建設課・建設管理係（内線 252）

■目的

東日本大震災により被害を受けた住宅の修繕を促進し、安全で安心な町民生活の早期回復を図るため、修繕工事費の一部に補助金を交付します。

■対象となる方

次の要件をすべて満たす方

- (1)住宅の所有者であること
- (2)町内に住民登録又は外国人登録を行っていること
- (3)町税を滞納していないこと
- (4)被災者生活再建支援法による支援を受けていないこと
- (5)町が実施している他の同様の補助金等の交付を受けていないこと

■対象となる住宅

次の要件をすべて満たす住宅

- (1)東日本大震災により「半壊」又は「一部損壊」の被害認定を受けたこと
- (2)現に自己の居住の用に供していること
- (3)住宅の建築に係る関係法令に適合していること

■対象となる修繕工事

次のいずれかに該当し、修繕工事に要する費用が10万円以上となること。

- (1)瓦、雨樋の修繕工事
- (2)外壁、基礎の修繕工事
- (3)雨戸、サッシ、網戸の修繕工事
- (4)天井、内壁、床の修繕工事
- (5)建具（戸、障子、襖）の修繕工事
- (6)畳、じゅうたんの張替え 等

*ここでの修繕工事とは、東日本大震災の発生前における住宅の機能を回復することをいいます。

■補助金の額

修繕工事に要する費用の1/5以内（千円未満は切り捨て）
ただし、10万円を限度とします。

■補助金の申請期限

平成23年9月30日まで

*必ず修繕工事に着手する前に申請してください。（既に修繕工事に着手した方は、平成23年6月30日までに申請してください。）

18 被災住宅補修のための無料診断・相談制度

問合せ：都市建設課・建設管理係（内線 252）

■目的

被災した住宅の補修・再建に資するため、無料の診断及び相談を実施します。

■支援の内容

- (1) 被災地専用フリーダイヤルの設置
住まいるダイヤルに被災地専用のフリーダイヤルを開設し、被災住宅の補修・再建に関する電話相談を実施します。
0120 - 330 - 712
- (2) 被災主要都市における相談窓口の設置
被災地各県の主要都市に、相談員が対面での相談を行う窓口を設置し、被災住宅の補修方法、補修費用など具体的な相談に対応します。
水戸窓口：水戸市笠原町 978 - 30 建築会館 2F
- (3) 現地での無料診断・相談の実施
各被災地において、住宅瑕疵担保責任保険法人の検査員が被災住宅の無料診断等を行い、補修方法、補修費用など具体的な相談に対応します。

■問合せ 一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会 ☎ 0120-330-712

19 住宅金融支援機構の相談窓口

問合せ：都市建設課・建設管理係（内線 252）

■支援の内容

東日本大震災により住宅に被害を受けられた方の補修資金、建設資金、購入資金の融資の相談を受け付けます。

また、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）融資をご利用の方は、返済方法に関する相談を受け付けます。

■詳細については下記へお問い合わせください。

【平成 23 年東日本大震災に関する電話相談窓口】

住宅金融支援機構お客様コールセンター（災害専用ダイヤル）

0120 - 086 - 353

* 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土曜日、日曜日も実施します。）

住宅金融支援機構ホームページ <http://www.jhf.go.jp/>

20 相談等

■原子力事故に伴う健康相談

文部科学省（原子力支援対策支援本部）が開設している、健康相談ホットライン
☎ 0120 - 755 - 199（10時～21時）

■放射線被ばく健康相談窓口

被ばく医療健康相談ホットライン ☎ 043 - 290 - 4003（9時～21時）

■こころの健康に対する相談

- ・ いばらきこころのホットライン【茨城県精神保健福祉センター】
☎ 0120 - 236 - 566（毎日9時～16時）
- ・ 震災児童等の心の相談窓口【中央児童相談所】
☎ 029 - 221 - 4992（9時～17時 [土・日・祝日を除く]）

■震災行政相談フリーダイヤル

地震による被災について、「どんな支援策があるのか知りたい」、「困っていることがあるが、どこに相談したらよいか分からない」、「こうしてほしい」などなんでもお受けします。

茨城行政評価事務所 ☎ 0120 - 188 - 571

東日本大震災に便乗した義援金等の詐欺にご注意！

東日本大震災に便乗して、市役所職員や実在の団体を装うなどして、電話や訪問等により、義援金名目で現金等を求める詐欺事件が発生しています。

また、震災に絡んで電気・ガス設備の点検・修理名目で現金を求めるものや、被災地にいる身内を装った電話で現金を求めるオレオレ詐欺事件も発生しています。

震災にかこつけて現金等を求める訪問や電話等があった場合には、相手方をよく確認し、詐欺被害に遭わないように十分注意するとともに、詐欺だと気づいたら「110番」、少しでも不審に思ったら「#9110」または最寄りの警察署等に相談してください。

